

令和5年度 公立高島病院医療事故の公表について

公立高島病院長

公立高島病院医療事故公表基準（平成20年1月より運用）に基づく、令和5年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりである。

1. 一括公表

区分	件数	代表事例	改善策
レベル3b	1件	人工透析中自己抜針事例 透析治療開始19分後、警報が鳴った為、患者様の掛物をめくり左上肢穿刺部の確認をすると留置針が抜去されており、衣服・シーツ・マットに多量の血液汚染があった。シャントと反対側の右手母指先に留置針を固定していたテープと血液が付着しているのを発見した。声掛けに反応はなく、ショック症状（顔面蒼白等）があった為、すぐ応援を要請し処置（酸素、補液）対応。その後患者様のショック状態は改善し、意識レベルは回復した。	<ul style="list-style-type: none"> ・せん妄チェックリストを活用して、患者様のリスク評価。 ・せん妄があり、自己抜去リスクがある患者様については、通常の巡視に加えて頻回に巡視、観察を実施する（勤務中のスタッフが分担して穿刺部確認を行う）。 ・定期的な緊急対応のシミュレーション（報告体制を含め）を行い、アクシデントや災害に備える。

2. 個別公表

レベル4、レベル5について、該当事例はありません。

【備考】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故レベルを以下のとおり分類する。

区分	内容
レベル3b	濃厚な処置や治療を要した
レベル4	永続的な傷害や後遺症が残存 (有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合、伴う場合の両方を含む)
レベル5	事故により死亡した事例 ※原疾患の自然経過によるものを除く

※原則、以下の基準で公表する。

- 1) レベル3bに相当する医療事故は、一括公表する。
- 2) レベル4～5に相当する医療事故は、原則として個別公表する。